

知っ得！ 情報



災害時要援護者登録制度の活用を 災害時などに支援が必要となる人へ

市では、災害時要援護者登録制度を設けています。

この制度は、災害時などに、自力で避難することが困難で、支援が必要な人の台帳(災害時たすけあい台帳)を事前に作成し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てる制度です。

ぜひ登録し、制度を活用してください。

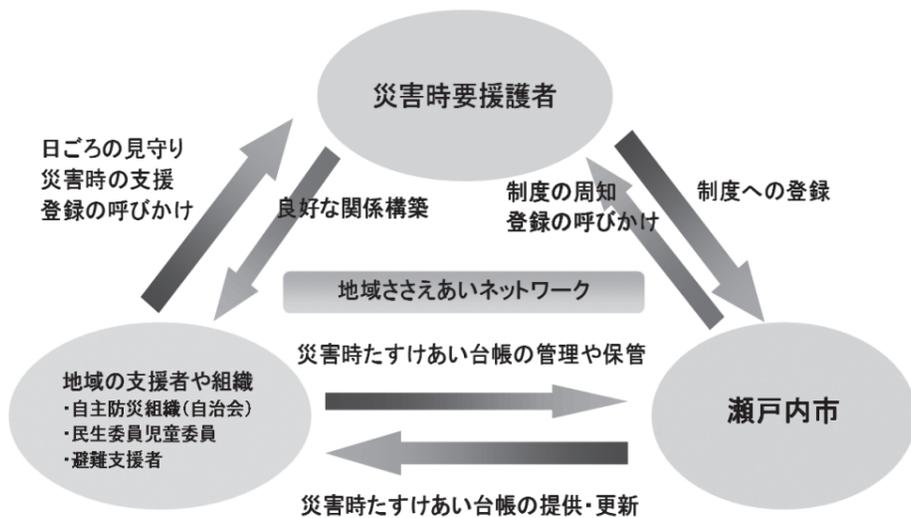
▽災害時要援護者として登録できる人(対象者)

家族などの支援だけでは避難することができなかったり、家族などの支援を受けることができない在宅の人で、次のいずれかに該当する人。

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の人
- ・身体に障害のある人(身体障害者手帳1・2級を所持している人)
- ・精神に障害のある人(精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人)
- ・知的障害のある人(療育手帳Aを所持している人)



災害時要援護者登録制度を活用した支援体制のイメージ



布しています。また市ホームページからダウンロードすることができます。
※避難支援者とは、災害時要援護者に対して支援を行う隣近所もしくは地域の人や組織をいいます。

■申請書提出先

福祉課、いきいき長寿課、保健福祉部邑久分室、牛窓支所、裳掛出張所

■問い合わせ先

登録制度について
地域安全推進室

☎0869・22・3904

登録制度および高齢者の登録手続きについて
いきいき長寿課

☎0869・26・5948

登録制度および障害のある人の登録手続きについて
福祉課

☎0869・26・5943

HP <http://www.city.setouchi.jp/bousai/>

災害から地域を守る
自主防災組織の結成・活性化

東日本大震災においても、

平常時から防災訓練や講習などの活動を組織的に展開していた地域などでは、地震発生後、迅速に避難が行われ、多くの人の命が救われています。「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い精神で、地域で組織的に防災活動をする自主防災組織を結成し、地域の防災活動を活性化しましょう。

市では、自主防災組織が行う研修会や資機材の整備に対して補助金を交付していますので、ご利用ください。

また、自主防災組織の結成・活性化に関する出前講座も実施しています。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先

地域安全推進室

☎0869・22・3904

自由に見学できます

広域緊急援助隊警備訓練

大規模災害発生時に被災地で被災者などの救出救助を行う中国5県・四国4県警察の広域緊急救助隊による合同警



救助隊による救出訓練

備訓練が開催されます。

災害救助の専門家が集まって行う訓練です。申し込みは不要で、自由に見学できます。ぜひお越しください。

▽日時 11月7日(水) 午前9時30分～正午

▽場所

SECカーボン(株) 岡山

工場牛窓跡地
(牛窓町牛窓6447)

▽見学料 無料

■問い合わせ先

瀬戸内警察署

☎0869・34・6110

徘徊高齢者の家族を支援 移動端末機貸与サービス

市では、徘徊高齢者を在宅で介護している家族に、位置探索機能のついた移動端末機を貸与しています。

上手に利用して、負担を軽減しましょう。詳細についてはお問い合わせください。

▽対象者

認知症徘徊高齢者を在宅で介護している人(市民税非課税世帯に限ります)。



移動端末機

■申込先

いきいき長寿課、保健福祉部邑久分室、牛窓支所、裳掛出張所

■問い合わせ先

いきいき長寿課

☎0869・26・5948

参加しませんか

瀬戸内市認知症講演会

認知症とは、脳や身体の病気が原因で、記憶力や判断力などの障害が起こり、日常生活に支障をきたす状態のことです。誰にでも起こる可能性がある病気です。

実際に、認知症にかかっている人の割合は、65歳以上の高齢者の約1割にもものぼるとみられています。

「老い」と向き合った時に認知症は避けては通れない問題です。

市では、認知症について知識と理解を深めることを目的に、「認知症を知ることから始めよう」をテーマとして、瀬戸内市認知症講演会を開催します。



申し込みは不要で、ごなたでも参加できます。お誘いあわせの上、ご参加ください。

▽日時 10月24日(水) 午後1時30分～午後3時30分

▽会場 ゆめトピア長船

▽内容

- ①基調講演
・演題「認知症とは、認知症の治療とケア」
・講師 中島誠氏(岡山赤十字病院心療科部長)
- ②寸劇

・演題「大変! おばあちゃんが認知症になっちゃった!」
・出演者 瀬戸内市認知症キアラバンメイトの皆さん

▽入場料 無料

■問い合わせ先

いきいき長寿課

(地域包括支援センター)
☎0869・26・5948

変わりました
ポリオワクチン予防接種

9月からポリオワクチンの定期予防接種は、生ポリオワクチン（経口接種）から、不活化ポリオワクチン（皮下注射）に変わりました。

以前は春と秋に実施していましたが、9月からは年中接種することができるようになりました。

ポリオの予防には、ポリオワクチンの接種が必要です。対象年齢で未接種の人は接種しましょう。

▽実施医療機関 市が委託した医療機関で実施していません。事前に医療機関に問い合わせの上、申し込みをしてください。

▽対象年齢 生後3～90カ月

▽料金 無料

▽持参するもの 母子健康手帳、健康保険被保険者証または小児医療費受給資格者証（本人確認のため）

※予診票は医療機関の窓口にあります。

▽接種方法 20日以上の間隔をおいて3回接種する（左図を参照）。

※追加接種（4回目）は、6

生ポリオワクチンをすでに2回接種している



不活化ワクチンの接種は必要ありません

不活化ポリオワクチンを1～3回接種している



不活化ワクチンを合計4回となるよう残りの回数接種してください

生ポリオワクチンをすでに1回接種している



不活化ワクチンをあと3回接種してください

今までポリオワクチンを接種したことがない



不活化ワクチンを合計4回接種してください

ポリオワクチンの接種方法（定期予防接種と追加接種）

カ月以上の間隔をおいて接種。4回目は、有効性および安全性が確立されるまでは定期接種対象外です。

※9月1日以降、生ポリオワクチンの定期予防接種は中止されています。

問い合わせ先

健康づくり推進課

☎0869・26・5962



高齢者を対象にインフルエンザ予防接種助成

市では、高齢者を対象にしたインフルエンザ予防接種の助成事業を10月から平成25年1月にかけて実施します。

▽対象

- ① 満65歳以上で瀬戸内市に住んでいる人
 - ② 満60～64歳の瀬戸内市に住んでいる人
- 市民票がある人のうち、心臓・じん臓・呼吸器の機能に自

問い合わせ・応募先
福田子育て支援センター

☎0869・24・0020

募集します

笑顔の写真

市では、心の健康を考えるきっかけづくりの一環として「笑顔の写真」を募集します。

▽募集期間 10月1日（月）～31日（水）

▽展示 11月18日（日）に開催予定のせとうち保健福祉フェスタと、11月19日（月）～25日（日）の期間、ゆめトピア長船で展示します。

▽応募資格 瀬戸内市在住者

▽写真規格など
・大きさは、89×127以上、254×305以内です（単位はmm）。

・写真の題名と撮影者の氏名を任意の様式に記入し、一緒に提出してください。題名・撮影者名も写真と一緒に掲示します。匿名・ペンネームでの掲示を希望する場合には、その旨をお書きください。



- ・応募点数は、一人につき2点までです。
- ・紙焼き（プリント）した状態で提出してください。
- ・カラー、モノクロどちらでも可です。
- ・未発表のものに限ります。

▽応募方法

郵送または持参してください。郵送の場合、住所、電話番号を記載してください。

※被写体の権利の対象となる著作権・肖像権などに関しては、応募者自らの責任において対処してください。

※応募作品は12月中旬頃に返却予定です。

問い合わせ・応募先
健康づくり推進課

☎0869・26・5961
〒701・4264
瀬戸内市長船町士師277・4

己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（当疾患に関する障害の程度が身体障害者手帳1級相当のもの）

削を投与されたことよってC型肝炎ウイルスに感染した人に、給付金を支給する仕組みがあります。

詳しくは、電話による相談窓口をご利用いただくか厚生労働省ホームページをご確認ください。

問い合わせ・相談先

厚生労働省

☎0120・509・002

▽費用 自己負担2,000円

▽実施医療機関 市が委託した医療機関で実施していません。事前に医療機関に問い合わせの上、申し込みをしてください。

▽持参するもの 健康保険被保険者証または医療受給資格者証（本人確認のため）、健康手帳

問い合わせ先

健康づくり推進課

☎0869・26・5962



参加者を募集します

赤ちゃんがきた！

福田子育て支援センターでは、初めての赤ちゃんを育てている母親を対象に、赤ちゃんとの関わり方を学んだり、子育ての仲間をつくる機会を血などの際に、特定の血液製

給付金のお知らせ

血液製剤投与によるC型肝炎

「犯罪や非行のない明るい社会」の実現を目指して法務省が毎年「社会を明るくする運動」を推進しています。

瀬戸内市実施委員会では、市内の中学生に呼びかけ、標語を募集しました。1,059点の応募の中から、次の標語が優秀作品に選ばれました。

「社会を明るくする運動」標語を選定

最優秀

気付いてよあの子が出してる SOS (雪上 邑久中3年)
考えて自分の行動正しいか (岡部 起社 長船中3年)
勇気あるその一言が救いの手 (久石 愛恵 牛窓中3年)

優秀

笑顔の輪助け合うほど広がる (佐藤 祐里 邑久中1年)
あいさつは人と人をつなぐもの (佐藤 雄紀 邑久中1年)
大丈夫一人じゃないって信じてね (佐藤友里奈 邑久中2年)
大丈夫君の居場所はここにある (森 夏歩 邑久中2年)
あいさつは心でつながるメッセージ (梶原こころ 邑久中3年)
考えよう今の僕らにできること (苦野 蒼馬 邑久中3年)
やさしさが非行をとめる第一歩 (植田 侑香 邑久中3年)
やめよう誰かが見ているその行動 (三戸 悠暉 長船中1年)
今一度考えてみよう相手の心 (安木 啓晶 長船中1年)
見逃さないで助けを求めよう (川崎 智博 長船中1年)
ありがたう聞くとうれい言葉 (青木 菜央 長船中2年)
犯罪は自分も他人もきずつける (牧野 夏子 長船中3年)
辛いときまわりを見よう (山本裕梨奈 長船中3年)
みんなの声一人の心をすくえるよ (勝本志津佳 牛窓中1年)
たよられてたよってくれる友がいる (番場 俊海 牛窓中2年)
守りたいその優しさとあたたかさ (濱見 志歩 牛窓中3年)

「法の日」週間行事
無料法律・人権相談など

10月1日は法の日です。裁判所などでは、10月1日(月)～7日(日)を「法の日」週間とし、無料法律・人権相談を行います。申し込みは不要です。また、裁判員裁判用法廷の見学、裁判の傍聴、検察庁庁舎の見学もできます。興味のある人はお問い合わせください。

▽法律・人権相談日時

10月4日(木) 午前9時30分～午前11時30分

▽場所

岡山弁護士会館2階
(岡山市北区南方1-8-29)

■問い合わせ先

・無料法律・人権相談、法廷の



見学、裁判の傍聴について
岡山家庭裁判所事務局総務課
☎086・222・6771

・検察庁庁舎の見学について
岡山地方検察庁企画調査課
☎086・224・5867

境界問題でお困りの人へ

境界問題合同相談会

岡山地方法務局と岡山県土地家屋調査士会では、土地の境界問題に関する相談に応じる、境界問題合同相談会を行います。

相談は、岡山地方法務局登記官、岡山県土地家屋調査士会所属の土地家屋調査士が担当します。

相談料は無料です。相談時間は1件当たり1時間程度を予定しています。事前に予約をお願いします。

▽日時 11月6日(火) 午前9時～午後4時

▽場所

岡山地方法務局備前支局2階
(備前市東片上382)

■問い合わせ・予約先

岡山県土地家屋調査士会

☎086・222・4606



「行政書士制度広報月間」行事
行政書士による無料相談会

岡山県行政書士会では、10月の「行政書士制度広報月間」の運動の一環として、面談と電話による無料相談会を行います。行政書士業務全般、ADR(自賠責事故)、成年後見制度についての相談に応じます。

相談料は無料ですが、電話による相談の場合は、通話料は相談者の負担になります。

▽日時 10月1日(月)～3日(水) 午前10時～午後4時

▽面談による相談場所

岡山県行政書士会館
(岡山市北区表町3-22-22)

■問い合わせ・相談先

岡山県行政書士会

☎086・222・9111

瀬戸内タウンミーティングを
開催します

市民の皆さんとの意見交換の場として、今年も瀬戸内タウンミーティングを開催します。誰もが住み続けたいまちづくりを進めるためのご意見をお寄せください。多数のご参加をお待ちしています。

▷内容

- ・市長からまちづくりの進捗状況について説明
- ・市民の皆さんと市長との意見交換

▷日程・対象地区 下表のとおり

開催日	会場	地区
10月	15日(月)	福田コミュニティセンター 福田地区
	16日(火)	豊原コミュニティセンター 豊原地区
	17日(水)	今城コミュニティセンター 今城地区
	19日(金)	本庄コミュニティセンター 本庄地区
	22日(月)	玉津コミュニティセンター 玉津地区
	23日(火)	笠加コミュニティセンター 笠加地区
	25日(木)	裳掛コミュニティセンター 裳掛地区
11月	31日(水)	ゆめトピア長船 国府地区
	6日(火)	ゆめトピア長船 行幸地区
	8日(木)	長船町公民館美和分館 美和地区
	9日(金)	瀬戸内市役所 邑久地区
	13日(火)	牛窓町公民館 牛窓地区
11月	14日(水)	牛窓町公民館鹿忍分館 鹿忍地区
	15日(木)	牛窓町公民館長浜分館 長浜地区

▷時間 午後7時～午後8時30分

▷対象者 瀬戸内市民

■問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎0869-22-1031

会員を募集しています

瀬戸内市立美術館「オーリーブ会」

瀬戸内市立美術館の観覧優待と最新の情報をお届けする「オーリーブ会」の第2期会員を募集しています。皆さんの応募をお待ちしています。

▽年間会費

- ・個人(一般) 2,000円
- ・個人(中学生以下) 500円
- ・団体10,000円

▽会員証有効期間

発行日から平成25年9月30日まで

	個人会員	団体会員
観覧優待	無料	無料
常設展	無料	招待券5枚
企画展	半額	
特別展		
情報提供		
ポスター・チラシ	×	○
美術館ニュース	○	○
美術館メール	登録者のみ	登録者のみ
その他	美術館講座や企画で優遇あり	

日まで
▽申込方法

美術館窓口にある申込書に必要事項を記入し、提出してください。

※ホームページの問い合わせフォームからも申込できます。

▽会員特典など

左上表のとおり

■問い合わせ・申込先

瀬戸内市立美術館
☎0869・34・3130
HP <http://www.city.setouchi.jp/museum/>

国民健康保険被保険者の人へ
整骨院・接骨院のかかり方

整骨院などの看板や広告に「各種保険取扱」とあっても、健康保険が使えない場合があります。必ず領収証を発行してもらい、金額の確認をしてください。

施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、健康保険の対象になるかどうか理解した上で、受診しましょう。

【健康保険が使える場合】

- ・骨折・脱臼
- (医師の同意書が必要です。ただし、応急手当の場合は不要です。)

急性などの外傷性捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)

【健康保険が使えない場合】

- ・日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ・スポーツなどによる肉体的疲労
- ・病気(神経痛・五十肩・ヘルニアなど)からくる痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・外科・整形外科で治療中のもの(同時期・同部位)
- ・負傷原因が外傷性でない場合
- ・労働災害や通勤災害の場合
- ・マッサージ目的など

※「療養費支給申請書」の負傷名、負傷原因、負傷部位、

施術日、施術内容、通院回数、支払金額を確認し、必ず自分で署名してください。必ず領収証を発行してもらい、金額の確認をしてください。

※施術内容について、市民課国保年金係からお尋ねすることがあります。医療費の適正化を図る一環としてご協力をお願いします。

■問い合わせ先

市民課
☎0869・22・1790

ねんきんのおはなし

不審な電話や訪問にご注意ください！

社会保険庁などの職員と称して、現金をだまし取る詐欺が増えています。

不審な電話や訪問があった場合は、できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属用件を聞いて書きとめた上で、家族などに相談してください。また口座番号などの個人情報

を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、岡山東年金事務所、または警察へお問い合わせください。

事業者が、電話や訪問をする場合は、会社名と氏名を名乗ります。

日本年金機構および日本年金機構が業務委託を行う事業者は、次のことは行いません。

- ・銀行口座番号や振込先などを電話で聞くこと
- ・銀行振込やATMの操作を指示すること
- ・届出や申請書の手数料と称して現金を預かること
- ・各種手続きを代行すること

瀬戸内市における事業者は、次のとおりです。

◎事業者名

日立キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体
※電話と文書の送付は日立キャピタル債権回収(株)が、訪問は日立キャピタル(株)が行っています。
☎0120・211・725

また納付書を持っている人に限り、保険料を預かり、必ず領収証書を発行します。

また納付書を持っていない人から、保険料を預かることは決してありません。

■問い合わせ先

岡山東年金事務所国民年金課
☎086・270・7928